

# 多摩市スポーツ推進委員の公募に関する要項

令和5年12月25日

多摩市くらしと文化部長決定

## (趣旨)

第1条 この要項は、多摩市スポーツ推進委員に関する規則（平成20年多摩市規則第22号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、スポーツ推進委員の公募について、必要な手続を定めるものとする。

## (応募の資格)

第2条 スポーツ推進委員に応募しようとする者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 応募時点で多摩市に在住、在勤、在学していること。
- (2) 年齢が、委嘱日現在で満20歳以上であること。
- (3) スポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことができる者であること。
- (4) スポーツに関する深い关心と理解を持ち、前号に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者であること。

## (公募の方法等)

第3条 スポーツ推進委員の公募にあたっては、応募資格、申請手続き、選出方法等を市民に周知するものとする。

2 スポーツ推進委員の募集期間は市長が定めるものとする。この場合において市長は10日を超える期間を定めなければならない。

3 スポーツ推進委員の募集定員（以下「募集定員」という。）は、若干名とする。定員である22名に対し、不足する人数を募集するものとする。

## (申請)

第4条 スポーツ推進委員に応募しようとする者は、次に掲げる事項を多摩市スポーツ推進委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に記載し、市長が提示した課題論文を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 現住所
- (5) 連絡先
- (6) 職業
- (7) 勤務・在学先（在勤・在学者のみ）

## (8) 資格・経歴等

### (選出の方法)

第5条 申込書の提出があった場合、第2条各号に掲げる資格要件を備えている者のうちから、選考委員が次に掲げる事項を総合的に考慮してスポーツ推進委員の選出を行うものとする。

#### (1) 評価基準

##### ア 論文判定要素（6項目）

- (ア) 文章の伝達性：誤字及び脱字がなく、わかりやすいか。
- (イ) 問題意識：出題テーマに関する知識を保有し、出題意図を的確にとらえているか。
- (ウ) 内容の独自性：内容に独自性があり、市民の目線及び生活者起点が反映されているか。
- (エ) 内容の具体性：内容に具体性があり、自分の主張をしっかりと訴えているか。
- (オ) 内容のバランス：視点に偏りがなく、広い視点で物事を捉えているか。
- (カ) 内容の意欲性：内容にスポーツ振興に対する意欲が感じられる文章になっているか。

##### イ 面接判定要素（7項目）

- (ア) 言葉遣い：住民と接する場合なども想定し、適切な言葉遣いをしているかどうか。
- (イ) 態度：横柄な態度、相手に不快感を抱かせる態度をとっていないいか。
- (ウ) 意欲：スポーツ振興に対する意欲が感じられるか。
- (エ) 業務関連：
  - a 他の委員と協調し、スポーツ推進委員としての活動ができるか。
  - b スポーツの指導経験、地域での活動実績はあるか。
  - c 市のスポーツ振興の考え方並びにスポーツ推進委員の活動を理解しているか。
  - d 質問に対して的確な回答・説明ができているか。

##### ウ 採点方法

- (ア) 特に良い（A）：5点
- (イ) 良い（B）：4点
- (ウ) 普通（C）：3点
- (エ) もう少し（D）：2点

(オ) 良くない (E) : 0 点

エ その他

- (ア) スポーツ推進委員の男女比率の均衡
- (イ) スポーツ推進委員の年齢構成の均衡
- (ウ) スポーツ推進委員の居住地域の均衡

オ 判定基準

上記ア及びイの判定要素をウの採点方法により項目別に審査し、論文及び面接の各選考委員の合計点数の平均点数が 50 点以上の者、かつエの項目を考慮し、現在スポーツ推進委員の人員状況と適合する者を選出対象とする。（13 項目、65 点満点）

2 応募者数が募集定員以下のときは、前項の規定にかかわらず、スポーツ推進委員を選出することができるものとする。

（選考委員）

第6条 選考委員は、くらしと文化部長及びスポーツ振興課長、スポーツ振興課スポーツ振興担当主査 2 名をもって構成する。

（結果の公表）

第7条 5 条の規定によりスポーツ推進委員を選出したときは、速やかに公表し、かつ、応募者全員に書面で通知するものとする。

（文書の管理）

第8条 第4条の規定により提出された申込書及び課題論文（以下「申込書等」という。）については、これを返還しない。

2 申込書等の保存年限は 3 年間とする。

（補則）

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、決定の日から施行する。

（この要項の失効）

2 この要項は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。